

子育て世帯に対する住宅支援の強化 について

令和5年5月17日

公営住宅等への優先的な入居

公営住宅は、公営住宅法に基づき、国と地方公共団体が協力して、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で供給されるもの。(ストック数:約214万戸(R2年度末))

●公営住宅の優先入居

住宅に困窮する低額所得者の中でも特に困窮度が高い者について、地方公共団体の判断により、地域の実情を踏まえ、入居者の募集・選考において優先的に取扱うことが可能。



子育て環境の優れた地域に立地する公営住宅等の公的賃貸住宅を対象に、子育て世帯等が優先的に入居できる取組を進める。

民間住宅ストックの活用

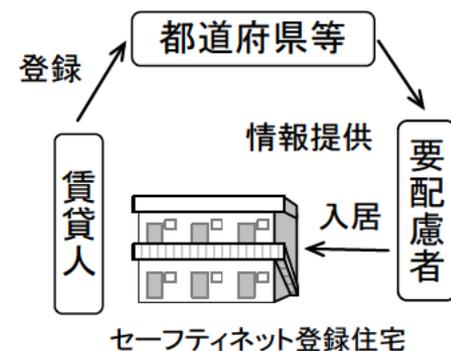
●空き家の改修



【改修した空き家を子育て世帯が住まいとして活用する例】

●セーフティネット住宅の登録制度

高齢者、低額所得者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図るため、民間の賃貸住宅や空き家等を住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅として登録する制度。



空き家の改修や子育て世帯の入居を拒まないセーフティネット住宅など既存の民間住宅ストックの活用を進める。

フラット35について支援の充実

●フラット35について

民間金融機関が提供した住宅ローンを住宅金融支援機構が買い取ることで、「全期間固定金利の住宅ローン(フラット35)」の普及を支援。さらに、子育て支援や空き家活用などの地方公共団体の施策と連携した住宅ローン(フラット35地域連携型)については、金利の引下げを実施している。

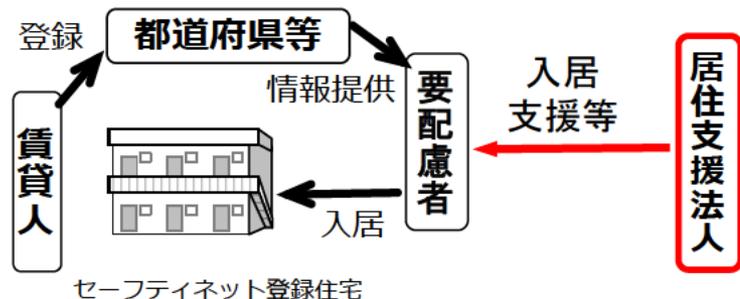
子育て世帯等が住宅を取得する際の金利負担を軽減するため、住宅金融支援機構が提供する長期固定金利の住宅ローン(フラット35)について、住宅の広さを必要とする多子世帯に特に配慮しつつ、支援の充実を図る。

居住支援法人への重点的な支援

●居住支援法人について

高齢者、低額所得者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居に向けた対応や生活相談等の居住支援を行う法人(都道府県が指定)。

(指定状況 667法人(R4年度末))



居住支援活動等補助

- ・補助対象費用
 - ①制度の周知、登録促進
 - ②入居の相談、マッチング
 - ③入居中の見守り、緊急対応
 - ④死亡・退去時の家財整理
 - ⑤総合相談窓口(地方公共団体) 等
- ・補助限度額: 1,000万円 等

子育て世帯に対して入居や生活に関する相談等の対応を行う居住支援法人に重点的な支援を講じる。